

さくら市条件付き一般競争入札共通事項

令和6年6月1日

さくら市の条件付き一般競争入札については公告に記載あるもののほか、下記に定める事項を適用する。なお、公告と矛盾のある場合は公告の内容を優先とする

1. 入札に参加できる者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項の規定に該当しないこと。
- (2) さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、所属建設業者から開札日現在において3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- (4) 当該年度のさくら市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定の対象となる場合、公告で示す工種に関して有効期限内の経営事項審査を受けていること。
- (6) 入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。

2. 入札書及び積算内訳書の入手方法

さくら市ホームページから様式のダウンロードが可能。

3. 入札方法

郵便により入札書を提出すること。封筒は、財政課で配布している。

郵送方法は、郵便局の窓口で「書留」「簡易書留」のいずれかの手続きをし、開札が終わるまで差出控えを保管すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 入札の無効

入札書を封筒に2枚以上入れた場合や、封筒に記入してある工事名と入札書に記入してある工事名が異なる場合等は『無効』とする。

入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は『無効』とする。

工事費内訳書を必ず入札書と共に同封すること。同封されていない場合は、『無効』とする。

民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合は、『無効』とする。

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札があった場合は『無効』とする。（詳細については国通知「工事の発注にあたっての建設業者の選定方法等について」を参照すること。）

5. その他

入札保証金は免除とする。

落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合がある。